

石川県公報

平成 25 年 2 月 12 日

第 1 2 5 6 9 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

公 告			
政府調達に関する協定に係る入札公告 (医療対策課)	1	政府調達に関する協定に係る入札公告 (競馬総務課)	6
政府調達に関する協定に係る入札公告 (水道企業課)	3	開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	8
第44期石川県労働委員会委員候補者の推薦公告 (労働企画課)	4	石川海区漁業調整委員会	
県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (経営対策課)	5	石川県沖合海域において総トン数20トン未満の動力漁船を使用するまぐろはえなわ漁業の操業の制限	8

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

A 重油 230,000リットル

(2) 調達件名の特質等

J I S 1 種 2 号 (硫黄含有量1.0パーセント以下)

(3) 納入期間

平成25年4月1日から同年6月30日まで

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 今後調達が予定される件名、数量及び入札公告予定時期

A 重油 470,000リットル (平成25年7月1日から同年9月30日まで) 平成25年5月頃

(6) 入札方法

入札金額は、(1)の物件の1リットル当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成24年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成24年石川県告示第172号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であって、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの入札参加資格の確認を受けたものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止の措置を受けていない者であること。

3 入札説明書の交付方法

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒920 - 8530 金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地
石川県立中央病院管理局経理課用度係 電話番号 076 - 238 - 7859

- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付

4 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、入札説明書に定める申請書等を知事に提出し、入札参加資格の確認及び審査を受けなければならない。

- (1) 申請書等は、石川県立中央病院管理局経理課用度係に平成25年3月8日(金)までに、郵送により、1部提出(受領期限内必着)すること。
- (2) 入札参加資格の確認は、2(2)に定める要件を除き、平成25年3月8日(金)現在の事実をもって行い、その結果を同月15日(金)までに申請者に対して通知する。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対し、書面を平成25年3月19日(火)午後5時までに3(1)の交付場所に持参し、その理由の説明を求めることができる。この場合において、県は、書面により回答するものとする。

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
平成25年3月22日(金)午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室
なお、入札書を郵送する場合は、簡易書留とし、同日正午までに必着すること。
- (2) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 契約書作成の要否

要

8 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無
無
- (3) その他
詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Heavy oil A Grade 230,000 ℓ
- (2) Delivery period
From 1 April 2013 through 30 June 2013
- (3) Delivery place
Ishikawa Prefectural Central Hospital
- (4) Time limit of tender
0:00 p.m. 22 March 2013
- (5) Contact point for the notice
Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920 - 8530

Japan TEL 076 - 238 - 7859

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおり W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成 25 年 2 月 12 日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び予定数量

水道用ポリ塩化アルミニウム (J W W A K - 154 : 2005 塩基度 55 パーセントから 65 パーセントまで。ただし、平成 25 年 12 月から平成 26 年 2 月までの購入分にあつては、塩基度 58 パーセントから 65 パーセントまで) 940,000 キログラム

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

石川県手取川水道事務所

(5) 入札方法

入札金額は、1 キログラム当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 24 年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (平成 24 年石川県告示第 172 号) に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等 (個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者

イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を指定した日時及び場所に確実に納入できることを証明する書類を平成 25 年 3 月 8 日 (金) 午後 5 時までに 4 (1) の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒920 - 2115 白山市白山町 336 番地

石川県手取川水道事務所庶務課 電話番号 076 - 273 - 1305

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年3月25日(月)午後5時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成25年3月26日(火)午前11時
石川県手取川水道事務所大会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 公告の無効

この公告は、1(1)に係る予算の議案が石川県議会で議決されないときは、無効となる。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Poly aluminum chloride for waterworks (JWWA K-154 : 2005) About 940,000kg

(2) Delivery period

From 1 April 2013 through 31 March 2014

(3) Delivery place

Tedori River Waterworks Management Office Ishikawa Prefectural Government

(4) Time limit of tender

5 : 00 p.m. 25 March 2013

(5) Contact point for the notice

General Affairs Division Tedori River Waterworks Management Office Ishikawa Prefectural Government
336 Shirayama-machi Hakusan 920 - 2115 Japan TEL (076) 273 - 1305

第44期石川県労働委員会委員候補者の推薦公告

第43期石川県労働委員会委員の任期が平成25年4月29日をもって満了となるので、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、労働組合及び使用者団体に対して次の要領によって次期委員候補者の推薦を求める。

平成25年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 推薦団体の資格

- (1) 県内のみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合であること。
- (2) 県内のみ組織を有し、かつ、主として労働問題に関する事務をその業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

3 推薦期間

平成25年 2 月 12 日（火）から同年 3 月 13 日（水）まで

4 推薦手続

- (1) 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。

なお、ウの証明書の交付を受けるためには、日時を要するので留意すること。

ア 推薦書（別記様式）

イ 被推薦者の履歴書

ウ 推薦に係る労働組合が、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の労働組合法施行令第21条第 3 項に規定する石川県労働委員会の証明書

- (2) 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。

ア 推薦書（別記様式）

イ 被推薦者の履歴書

5 委員候補者として推薦する者の数

労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦に当たっては、それぞれ 5 人までとする。

6 その他

詳細についての問い合わせは、石川県商工労働部労働企画課（金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 電話番号076 - 225 - 1531）へすること。

(別記様式)

年 月 日

石 川 県 知 事 様

事務所所在地

団 体 名

代表者職氏名

印

石川県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第 1 項の規定により、石川県労働委員会委員候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	所属会社名及び地位	所属団体名及び地位	備 考

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成25年 2 月 13 日から同年 3 月 13 日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の

翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦 覧 に 供 す る 書 類	縦 覧 場 所
竹 橋 地 区	県営中山間地域総合整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	津幡町農林振興課

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 調達役務の名称及び数量
金沢競馬場清掃業務委託 一式

- (2) 調達案件の仕様等

調達をする特定役務に関し、知事が入札説明書で指定する内容等であること。

- (3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

- (4) 履行場所

金沢競馬場

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (3) 平成24年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成24年石川県告示第173号）に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。）の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営む者であること。

- (4) 受託責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、受託責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着手できる者であること。

- (5) 受託責任者を専任で1名以上配置できる者であること。

- (6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。

- (7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）の清掃業務を平成22年1月1日以後、12箇月以上継続して誠実に履行した実績を有し、当該業務の履行が可能であると認められる者であること。

3 入札参加資格者確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務について入札参加資格者確認申請書に2(3)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、平成25年3月15日（金）午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該

書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒920 - 3105 金沢市八田町西 1 番地
石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係 電話番号 076 - 258 - 5761
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札説明会
実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により平成25年3月21日(木)午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。
- (4) 入札書の受領期限
平成25年3月27日(水)午後2時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (5) 開札の日時及び場所
平成25年3月27日(水)午後2時
石川県競馬事業局3階 会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 入札参加者資格審査
この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、既に競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。
- (4) 無効の入札書
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) この公告は、1(1)に係る予算の議案が石川県議会で議決されないときは、無効となる。
- (8) 手続における交渉の有無
無
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature of services required
Cleaning of the Kanazawa racetrack
- (2) Deadline
From 1 April 2013 through 31 March 2014
- (3) Delivery place
Kanazawa racetrack
- (4) Time limit of tender
2:00 p.m. 27 March 2013
- (5) Inquiry section regarding notice of tender

Horserace administration Division Ishikawa Prefectural Government
1 Hattamachinishi Kanazawa city 920 - 3105 Japan
TEL. 076 - 258 - 5761

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成25年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
(2工区) 河北郡津幡町字舟橋ウ17番1、17番13、17番14、27番4、 27番10、29番及び56番から58番まで 河北郡津幡町字舟橋ナ112番4及び117番 河北郡津幡町字庄夕(耕)152番3及び152番5	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 株式会社グッドワン

石川海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、石川県沖合海域において総トン数20トン未満の動力漁船を使用するまぐろはえなわ漁業の操業を次のとおり制限する。

平成25年2月12日

石川海区漁業調整委員会

会 長 稲 村 幸 雄

1 制限期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

2 操業の承認

まぐろはえなわ漁業の操業をしようとする者は、船舶ごとに、別に定める平成25年度まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領（以下「要領」という。）により、石川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 操業の承認の対象

石川県知事から、平成25年度において有効な小型いかつり漁業（するめいかを目的にする漁業に限る。）許可を受けている者、または同許可を受ける見込みの者

4 操業の承認の期間

平成25年5月1日から同年10月31日まで

5 操業の承認の隻数

10隻以内

6 操業の承認の海域

石川県沖合海域。ただし、水深800メートル以深に限る。

7 操業の承認の制限又は条件

- 操業の承認を受けた者は、まぐろはえなわ漁業を操業しようとするときは、当該船舶に承認証を備え付けておかなければならない。
- 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、鹿磯漁港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 操業の承認を受けた者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘したときは、これに従わなければならない。

8 操業の承認の取消し

この指示又は漁業に関する法令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した場合は、承認を取り消すこ

とがある。

9 その他

- (1) 操業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るために委員会が必要があると認めたときは、当該漁業者間又は他種漁業者との間で操業協定を締結しなければならない。
- (2) 操業の承認を受けた者は、本県漁業者への技術移転に係る協力を拒んではならない。
- (3) 操業の承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。

